文教委員会議案説明資料

令和2年6月8日

件	名		頁
1	報告第16号	専決処分した事件の報告及び承認について(条例改正)	9

(教育委員会)

報告第16号説明資料

令和2年6月8日

件名	専決処分した事件の報告及び承認について (条例改正)
所管部課名	学校運営部学務課
内容の方針	1 改正理由 新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由により、大学等 の修学が困難な方に対し、緊急支援として追加貸付を行うため、育英 資金条例の一部を改正する。 2 主な改正内容(資料参照) 附則を附則第1条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付 し、附則に次の8条を加える。 ・第2条(新型コロナウイルス感染症対策に係る貸付) 新型コロナウイルス感染症の影響により、学資金が不足し修学困難 な状態にならないように追加貸付の支援を行う。 ・第3条(追加貸付の資格) 大学、専修学校及び高等専門学校(4年次及び5年次)在学中で、 現在、足立区育英資金の学資金の貸付を受けている方を追加貸付の 対象とする。 ・第4条(追加貸付金額) 追加貸付の金額は、10万円とする。 ・第5条(追加貸付の金額は、10万円とする。 ・第6条(追加貸付に係る償還方法) 卒業又は退学の1年を経過した後、月賦20回で償還する。 ・第7条(追加貸付に係る償還方法) 卒業又は退学の1年を経過した後、月賦20回で償還する。 ・第7条(追加貸付に係る償還金の免除) 大学等を正規の修業年数で卒業した場合、追加貸付額を全額免除と する。 ・第9条(委任) 他の必要な事項は別に定める。 3 専決理由 新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由により、大学等 の修学が困難な方に対し、緊急支援として早急に追加貸付を行う必要 があるため。(専決処分日 令和2年5月18日) 4 新旧対照表 別紙のとおり 5 施行年月日 令和2年5月18日から施行する。
コ後の刀町	

足立区育英資金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
○足立区育英資金条例	○足立区育英資金条例
昭和31年3月3日条例第1号	昭和31年3月3日条例第1号
附則	附 則
	(施行期日)
この条例は、昭和31年4月1日から施行する。	<u>第1条</u> この条例は、昭和31年4月1日から施行する。
	第2条 区長は、大学等で修学する者が新型インフルエンザ等対策特別措
	置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイ
	ルス感染症の影響により、学資金が不足し修学の継続が困難な状態に陥
	らないようにするため、別表第1に掲げる貸付金のほか、学資金の貸付
	を行うものとする。
	(追加貸付の資格)
	第3条 前条の貸付(以下「追加貸付」という。)を受けることができる
	者は、令和2年5月18日において、現に、この条例の規定に基づき大学、
	専修学校(専門課程)及び高等専門学校(4年次及び5年次に限る。)
	の学資金の貸付を受け、かつ、追加貸付の申請時において、これらの大
	学等に在学している者でなければならない。
	(追加貸付の金額)
	第4条 追加貸付の金額は、10万円とする。
	(追加貸付の申請)
	第5条 追加貸付を受けようとする者は、区長が別に定めるところにより、
	区長に申請しなければならない。
	2 前項の申請があった場合は、区長は、追加貸付を受ける者を決定し、
	申請者に通知する。
	(追加貸付に係る償還方法)
	第6条 追加貸付により貸し付けた学資金は、大学等を卒業した日又は退

改 正 前	改正後
	学した日の属する月の翌月から起算し1年を経過した後、月賦の方法に
	より、20回で償還しなければならない。ただし、区長が特別な事情があ
	ると認めるときは、この限りでない。
	(追加貸付に係る利息・違約金)
	第7条 追加貸付に係る利息及び違約金については、第9条の規定の例に
	よる。_
	(追加貸付に係る償還金の免除)
	第8条 区長は、追加貸付を受けた者が大学等を正規の修業年数で卒業し
	た場合は、追加貸付に係る償還金の全部を免除することができる。
	(委任)
	第9条 追加貸付について必要な事項は、区長が別に定める。
	付則
	この条例は、公布の日から施行する。

足立区育英資金緊急対策 (新型コロナウイルス感染症関連)

1 新型コロナウイルス対策 返済猶予

対象者 現在、育英資金を償還している社会人約590名のうち、償還猶予を 希望する者

猶予期間 毎月15日(閉庁日の場合は直近の開庁日)までの受付分について、 当月分から令和3年5月分までを償還猶予 ※最大1年間猶予(令和2年6月分~令和3年5月分)

償還再開 令和3年6月分から自動的に償還再開

申請期間 5月18日~12月15日

申請方法 学務課から対象者に申出書を郵送後、当該申出書を学務課へ郵送にて 提出

2 新型コロナウイルス対策 特別貸付

対象者 大学・短大・専門学校の在校生100名

貸付対象期間 令和2年4月分~令和3年3月分の修学金

令和3年度以降も貸付を希望した場合、一般の育英資金の条件を

満たしていれば貸付を継続

貸付金額私立大学等54万円国公立大学等42万円申請期間5月18日~12月15日(100名先着順)

申請方法 郵送または窓口にて申請書・在学証明書・連帯保証人2名の納税

証明書を提出

3 新型コロナウイルス対策 免除条件付緊急貸付

対象者 足立区育英資金を貸付中の大学・短大・専門学校の在校生約100名 のうち、追加貸付を希望する者

貸付金額 10万円を追加貸付

償還免除 大学等を正規の修業年限で卒業すれば、10万円の追加貸付分を償還 免除

申請期間 5月18日~6月30日

申請方法 学務課から対象者に申請書を郵送後、当該申請書を学務課へ郵送にて 提出